

市民活動補償制度

三浦市では、市民の皆さんが将来にわたって誇れる個性豊かな地域社会の実現を目指して、市民協働によるまちづくりを進めています。その中で大きな役割を担っているのが、さまざまな分野で行われている市民公益活動です。

「市民活動補償制度」は、このような活動に市民の皆さんが安心して取り組めるよう、市が保険料を負担して必要最低限の補償を用意し、活動中の事故に備える制度です。

○対象

三浦市を拠点として継続的・計画的に無報酬（実費弁償程度を含みます）で公益性的な活動を行う個人（活動者）及び団体（活動団体）が対象です。

☆対象は三浦市民です。三浦市外に住所を有する方は対象となりませんのでご注意ください。（一般的なボランティア保険の加入をお勧めします）

☆事前登録や加入申し込みは必要ありません。

○補償の種類

●損害賠償責任補償

活動者や活動団体が過失などにより他人の生命・身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、治療費や修理費などの損害賠償金について補償します。

●傷害補償

活動中に発生した急激かつ偶然、外来の事故で、活動者本人が死亡又は負傷した場合に補償します。

○事故が起きたら

対象となる活動で事故が起きたときには、なるべく早く電話などで市民協働課に次の内容をご連絡ください。①いつ（日時） ②どこで（場所） ③誰が（活動者または活動団体名）

④誰または何を（被害者または破損物）⑤どうして（事故の状況） ⑥どうなったか（被害状況）

また、事故報告書と活動内容等がわかる書類（団体の規約、団体の予算決算書、事故当日の活動内容がわかる書類、事故当日の活動参加者名簿）、事故の発生状況がわかる書類を事故の日から 14 日以内に市民協働課に提出してください。なお、連絡が遅れると補償されない場合があります。

※この保険制度は、市民活動中の事故の補償を市が補完するものとして、必要最低限の補償内容となっています。活動の内容等によっては補償の対象とならない場合もありますので、より充実した補償を必要な場合は、他の保険に加入することをおすすめします。

お問い合わせ、事故の際の連絡は

三浦市市民部市民協働課

電話046-882-1111 Fax046-882-1160

対象となる活動の例

自宅と活動場所との通常経路での往復中も対象です。

- 社会福祉活動（社会福祉施設への支援活動、高齢者・障害者への援護活動など）
- 社会教育活動（学習活動やスポーツ活動の指導・運営）
 - ×指導・運営でない学習活動・スポーツ活動そのものは対象になりません。
- 保健衛生活動（公園清掃、資源回収、害虫駆除など）
- まちづくり活動（町内会・自治会の運営など）
- 環境保全活動（自然保護活動、環境調査など）
- 防災・救援活動（防災訓練、災害復旧活動など）
- 地域安全活動（地域パトロール、交通安全キャンペーンなど）
- 人権・平和活動（啓発活動、シンポジウムの企画・運営など）
- 国際交流活動（文化交流事業の企画・運営など）
- 青少年育成活動（子ども会の指導・育成活動、非行防止パトロールなど）
- 市民協働事業（市が主催する市民参加のワークショップなど）

※公益性のある活動を行う活動者、活動団体が対象なので、行事などの参加者は対象になりません。

補償内容

○損害賠償責任補償

活動者や活動団体が過失などにより他人の生命・身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、治療費や修理費などの損害賠償金について補償します。

| 種類 | 補償金額 | |
|---------|---------|--------|
| 身体賠償事故 | 最高 1 名 | 1 億円 |
| | 1 事故 | 5 億円 |
| 財物賠償事故 | 最高 1 事故 | 500 万円 |
| 保管物賠償事故 | 最高 1 事故 | 500 万円 |

※5,000円を超える部分について補償します。
 ※一般的な金額を超えた損害賠償金は補償されません。示談などの際には、市が契約している保険会社に相談してください。

※次のようなときは適用になりません。

- ×同居の親族に対する損害賠償責任
- ×活動者や活動団体の所有、使用、管理する自動車、原動機付自転車、船舶による事故

○傷害補償

活動中に発生した急激かつ偶然、外来の事故で、活動者本人が死亡又は負傷した場合に補償します。

※突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるもの

| 種類 | 補償金額 | 種類 | 補償金額 |
|------|-----------|------------|------------|
| 死亡 | 200 万円 | 入院(180日以内) | 1日 2,000 円 |
| 後遺障害 | 最高 200 万円 | 通院(90日以内) | 1日 1,000 円 |

○入院し手術を受けたときは、入院補償金に手術の種類に応じた倍率を乗じた額を給付します。

※次のようなときは適用になりません

- ×疾病、無免許運転、自殺行為などによる事故
- ×鍼灸院のみの受診
- ×他覚症状のないむちうち症、腰痛

×対象にならない
活動の一例

- ×政治、宗教、営利を目的とする活動
- ×学校管理下の活動（指導等のボランティアを除く）
- ×海外における活動
- ×山岳登山などの危険度の高いスポーツ活動の指導

×適用にならない
事故の一例

- ×活動者の故意による事故
- ×地震、戦争などによる事故
- ×デモ行進などの集団示威運動中の事故